

「自己資本比率規制」におけるわが国主要銀行の 「自己資本」について

小 村 衆 統

(受付 2006年5月10日)

I. 序

銀行の自己資本比率の国際的統一基準、いわゆる「BIS 規制」は1988年「バーゼル合意」として取りまとめられ、国際業務を積極的に行う銀行を有する国々のほとんどにおいて漸次導入されてゆき、現在、世界100カ国以上で適用・実施されている。日本でも、1993年3月決算以降、国際業務を営む全ての銀行にこの BIS 規制が適用されてきた。一方、日本では国際業務を営まない銀行に対しては「国内基準」が適用されてきた。

本稿は、日本における銀行の規制自己資本比率の分子すなわち「自己資本」およびその構成項目と自己資本比率の時系列的变化の関連性、殊に「補完的項目 (Tier2)」に算入される「その他有価証券の評価差益」および「土地の再評価差額」との関連性を記述統計により実証的に分析することを目的としている。対象期間は、BIS 規制が適用された年度すなわち1992年度から2004年度までとし、対象金融機関は、1992年度～2000年度の期間では全国銀行とし(本編)、2000年度～2004年度の期間では大銀行グループとする(続編)¹⁾。

II. 銀行の「自己資本比率規制」の概要

まず、銀行の「自己資本比率規制」の概要を示しておこう²⁾。

以下の「国際統一基準(連結および単体)」がいわゆる BIS 規制である。

① 国際統一基準

海外営業拠点を有する銀行の連結および単体の自己資本比率基準は、各々連結財務諸表および単体財務諸表に基づき、次の算式によって得た比率について8%以上とする。

-
- 1) 本稿は、主として次の先行研究：佐藤 [2003] 第6章により触発されたものである。そこでは、1988年度～1999年度におけるわが国主要16銀行各行の「自己資本比率」の加重平均をめぐって詳細な実証分析(記述統計)がなされている。
 - 2) 以下は、全国銀行協会連合会 [2000]、参考表 V, p. 47 に依拠している。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（基本的項目+補完的項目+準補完的項目-控除項目）}}{\text{信用リスク・アセット額+マーケット・リスク額} \times 12.5} \geq 8\%$$

分析目的の関係で、ここでは上記算式の分母の内容は省略し、分子項目の内容を少し詳しく示すことにする³⁾。

(i) 連結の場合

基本的項目 (Tier1) : [資本勘定] + [連結子会社の少数株主持分] - ([営業権] + [連結調整勘定])

[資本勘定は非累積的永久優先株, その他有価証券評価差額金 (負値の場合のみ) および為替換算調整勘定等を含む。]

補完的項目 (Tier2) : [その他有価証券の評価差益の45%] + [土地の再評価差額の45%] + [一般貸倒引当金] + [負債性資本調達手段] + [期限付劣後債務 (償還期間5年超)] + [期限付優先株]

準補完的項目 (Tier3) : [短期劣後債務 (償還期間2年以上等の条件)]

控除項目 : [他の金融機関の資本調達手段 (株式等) の意図的な保有額] 等

(ii) 単体の場合

基本的項目 (Tier1) : [資本勘定] - [営業権]

補完的項目 (Tier2) および準補完的項目 (Tier3) : (i) と同様。

控除項目 : [他の金融機関の資本調達手段 (株式等) の意図的な保有額]

② 国内基準 (連結および単体)

海外営業拠点を有しない銀行の連結および単体の自己資本比率基準は、各々連結財務諸表および単体財務諸表に基づき、次の算式によって得られた比率について4%以上とする。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（基本的項目+補完的項目-控除項目）}}{\text{信用リスク・アセット額}} \geq 4\%$$

(i) 連結の場合

基本的項目 (Tier1) : 国際統一基準 (連結) と同様。

補完的項目 (Tier2) : [土地の再評価差額の45%] + [一般貸倒引当金] + [負債性資本調達手段] + [期限付劣後債務 (償還期間5年超)] + [期限付優先株]

控除項目 : 国際統一基準 (連結) と同様。

3) 但し、各項目の内容について幾つかの自己資本への算入上限が設けられているが、それらについてはここでは省略する。

(ii) 単体の場合

基本的項目 (Tier1) : 国際統一基準 (単体) と同様。

補完的項目 (Tier2) : 国内基準 (連結) と同様。

控除項目 : 国際統一基準 (単体) と同様。

III. 1992年度～2000年度における「全国銀行」の自己資本項目の推移

1992年度～2000年度における全国銀行業態別・自己資本およびその構成の推移について、全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』掲載の業態別・「資本勘定」、「一般貸倒引当金」および「上場有価証券評価差額 (含み損益)」⁴⁾ のデータに依り作成した数値表 (表 1) から、主として次のような点が指摘できよう。

まず、表 1 を次ページに示しておく。データは、都市銀行 (10行、1998年度以降連結 9 行)、信託銀行 (7 行、1999年度以降連結 6 行)、長期信用銀行 (3 行、1999年度以降連結 1 行) の各業態の合計額である。なお、図 1～図 6 は何れも表 1 に基づき作成した。

〔1〕 都市銀行

自己資本は1994年度から減少傾向となり1997年度に急減し、1998年度および99年度に急増した。その変化の主要な要因は Tier1であったが、98年度以降は「一般貸倒引当金」も増加した。92年度～96年度までは「上場有価証券評価差額 (含み益)」 (以後、「有価証券評価差益」と呼ぶ) はかなり多額であり自己資本を支えていたが、その反動で97年度の急減では「有価証券評価差益」のかなりの減少による影響が大きくなった (表 1, 図 1 参照)。

この点は、〔有価証券評価差益〕の〔資本勘定+一般貸倒引当金〕に対する比率：以後、「有価証券差益比率」と呼ぶ) の変化を見ると、一層わかりやすい (図 2 参照)。「有価証券差益比率」は、92, 93, 95年度では30%～35%を占め、94, 96年度でも15%強～20%弱を占めていた。しかし97, 98年度には4%～7.5%に低下し、2000年度には激減した。

他方、自己資本比率 (平均) は92年度～97年度まで9%前後が維持され、都銀間の格差も小さく (標準偏差0.2～0.4)、BIS 規制 (8%) を何とかクリアする水準だったが、98年度～2000年度には11%・12%に上昇した。後者の要因の1つは、「一般貸倒引当金比率」 (〔一般貸

4) ここでの「資本勘定」は上記の Tier1に対応する。なお「上場有価証券評価含み益」 (2000年度は「その他有価証券評価含み益」) が全て国際統一基準の自己資本に算入されるわけではないが、大半が算入されると考えられるので、ここでは単純化してその全額の45%を算入額として計算している。そして、ここでは「資本勘定」、「一般貸倒引当金」および「上場有価証券評価差益」の合計を「自己資本」とみなしている。したがって、上記の自己資本比率算式における分母の「補完的項目」の一部が算入されていないので、上記算式による「自己資本」 (分母) 算出額よりも相対的に若干小さい額となっているが、変化の主要等を観察することについて影響は小さいとみなしうる。

倒引当金]の〔資本勘定+一般貸倒引当金〕に対する比率)の上昇である。その比率は98年度~2000年度では9%ないし10%となり、それ以前よりもかなり高くなった。これは資本勘定の増加と共に監督当局およびディスクロージャーによる市場のプレッシャーの影響が大きかったと思われる。そして、このことは都銀間の自己資本比率の格差を表面化させることになった。この点は、自己資本比率の標準偏差(0.5~0.7)がそれ以前よりもかなり大きくなっていることから推測できよう(表1参照、△は差損)。

表1 銀行業態別：資本勘定・一般貸倒引当金・有価証券評価差額および自己資本比率
(1992年度-2000年度)

| | 年度末 | 資本勘定 (億円) (A) | 一般貸倒 引当金 (億円)(B) | 有価証券評価 差益の45% (億円) | 有価証券評価 差益の45% /(A)+(B)(%) | (B)/ (A)+(B) (%) | 自己資本比率 | |
|----------------------------|------------------|---------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------------|------------------------|--------|------|
| | | | | | | | 平均(%) | 標準偏差 |
| 都 市 銀 行 | 1992 | 149,928 | 8,393 | 49,319 | 31.2 | 5.3 | 9.2 | 0.2 |
| | 1993 | 152,224 | 8,232 | 58,355 | 36.4 | 5.1 | 9.6 | 0.2 |
| | 1994 | 149,559 | 8,142 | 24,871 | 15.8 | 5.2 | 8.8 | 0.2 |
| | 1995 | 131,435 | 8,465 | 48,541 | 34.7 | 6.1 | 8.9 | 0.4 |
| | 1996 | 134,346 | 8,635 | 26,971 | 18.9 | 6.0 | 9 | 0.2 |
| | 1997 | 103,308 | 9,796 | 8,536 | 7.5 | 8.7 | 9.5 | 0.4 |
| | 1998 | 177,092 | 18,009 | 8,047 | 4.1 | 9.2 | 11.8 | 0.7 |
| | 1999 | 180,903 | 18,606 | 26,710 | 13.4 | 9.3 | 12 | 0.6 |
| | 2000 | 180,006 | 20,070 | 844 | 0.4 | 10.0 | 11.5 | 0.5 |
| | 信 託 銀 行 | 1992 | 34,989 | 1,101 | 14,309 | 39.6 | 3.1 | 10.1 |
| 1993 | | 35,135 | 1,046 | 15,966 | 44.1 | 2.9 | 10.4 | 0.2 |
| 1994 | | 35,585 | 1,334 | 7,126 | 19.3 | 3.6 | 9.5 | 0.6 |
| 1995 | | 21,119 | 1,696 | 14,515 | 63.6 | 7.4 | 10 | 0.8 |
| 1996 | | 22,063 | 2,028 | 7,911 | 32.8 | 8.4 | 9.8 | 0.7 |
| 1997 | | 20,805 | 1,819 | 1,935 | 8.6 | 8.0 | 11.5 | 1.4 |
| 1998 | | 35,063 | 3,215 | 1,385 | 3.6 | 8.4 | 13.1 | 1.2 |
| 1999 | | 38,375 | 2,979 | 3,489 | 8.4 | 7.2 | 11.4 | 0.2 |
| 2000 | | 36,083 | 3,954 | △192 | △0.5 | 9.9 | 11.7 | 0.3 |
| 長 期 信 託 銀 行 | | 1992 | 29,021 | 1,667 | 16,436 | 53.6 | 5.4 | 9 |
| | 1993 | 29,202 | 1,633 | 17,416 | 56.5 | 5.3 | 9.3 | 0.2 |
| | 1994 | 29,286 | 1,602 | 8,539 | 27.6 | 5.2 | 8.8 | 0.2 |
| | 1995 | 24,694 | 1,606 | 11,297 | 43.0 | 6.1 | 8.6 | 0.2 |
| | 1996 | 24,815 | 1,763 | 4,507 | 17.0 | 6.6 | 7.1 | 2.9 |
| | 1997 | 23,212 | 1,568 | 534 | 2.2 | 6.3 | 10.3 | 0 |
| | 1998 | 16,239 | 1,728 | 56 | 0.3 | 9.6 | 11.3 | 0 |
| | 1999 | 16,674 | 1,256 | 562 | 3.1 | 7.0 | 12.2 | 0 |
| | 2000 | 16,954 | 1,191 | △269 | △1.5 | 6.6 | 11.6 | 0 |

(注：全国銀行協連合会編『全国銀行財務諸表分析』平成5年度~平成12年度各年度版のデータにより作成。)

「自己資本比率規制」におけるわが国主要銀行の「自己資本」について

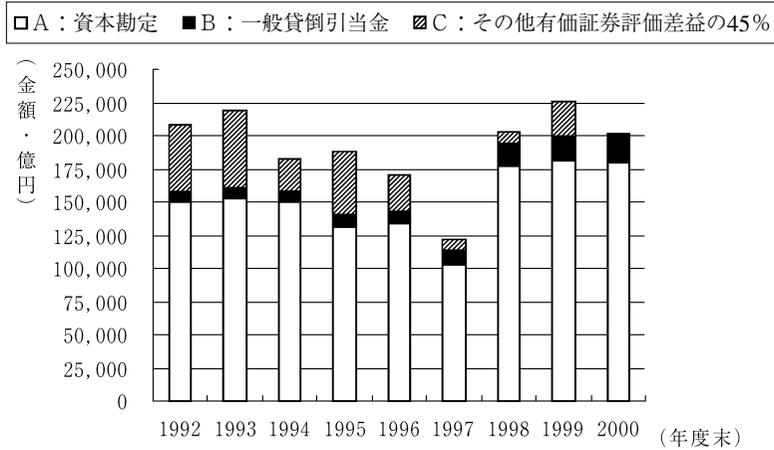


図1 都市銀行の自己資本構成

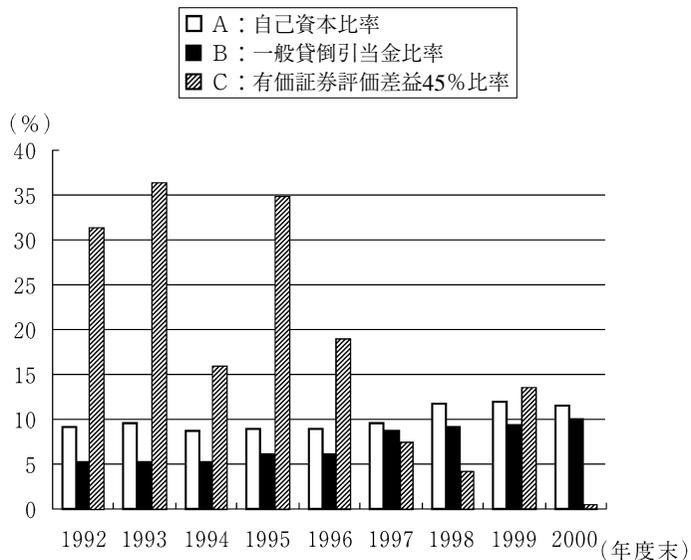


図2 都市銀行の自己資本構成 (比率)

〔2〕 信託銀行

信託銀行の自己資本は94年度から97年度まで年々減少し、98年度に急増し、2000年度にかけてその水準がほぼ維持された。都銀の推移との主要な相違点は、信託銀行の資本勘定が95年度に急減したことである。それにも拘らず、自己資本比率（平均）がほぼそれまでの水準10%を維持出来たのは有価証券差益率が60%に急伸したことおよび一般貸倒引当金比率がかなり高くなったことによる。他方、97年度以降、有価証券差益率は急低下したが、自己資本

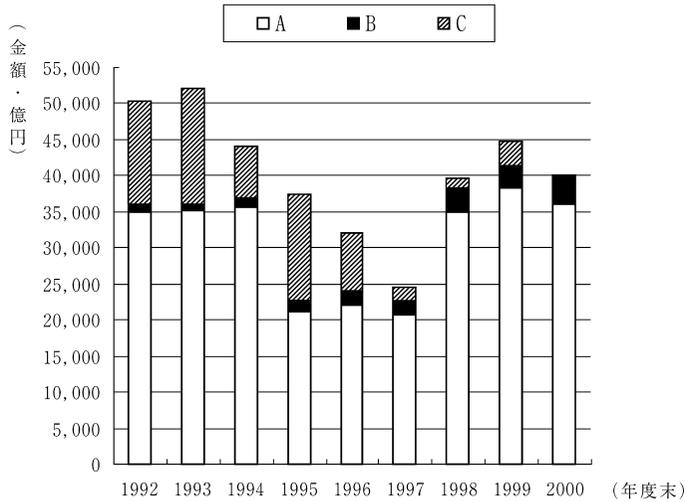


図3 信託銀行の資本構成

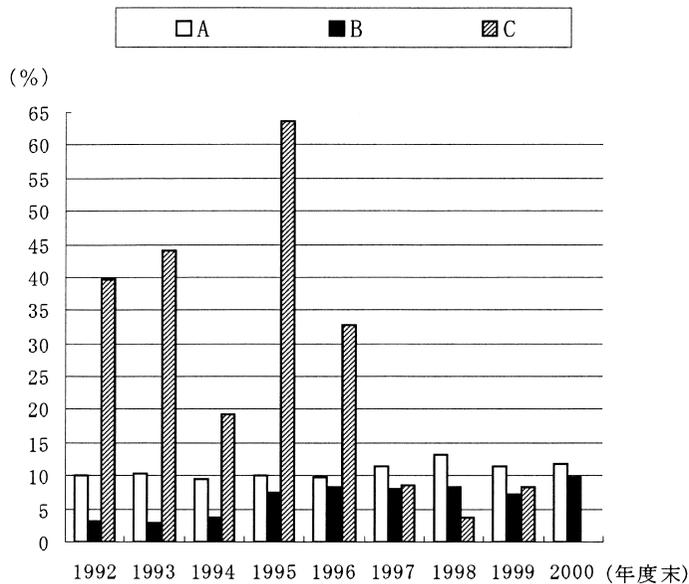


図4 信託銀行の自己資本構成 (比率)

比率は11%以上に上昇した。これは Tier2 項目内の一般貸倒引当金が増加したことにも依るが (図3 および図4 参照), それ以上に「負債性調達手段」の激増によるところが大きいであろう。この点は都銀の場合も同様であったと言えよう。

佐藤 [2003] (pp. 279~283) は, 主要行16行 (都銀・信託銀・長信銀) の合計で見て, 1997年度, 殊に98年度・99年度において, 「有価証券含み益の45%」の減少に代わって一般

貸倒引当金の増加の他に、「負債性調達手段（劣後債・劣後ローン等）」および「不動産再評価差額金の45%」（97年度より Tier2 に算入可能）の増加が顕著になり、殊に前者は Tier2 の圧倒的シェア（70%～80%）を占めるに至ったことを数値により指摘している。

信託銀行の有価証券差益率は95年度、96年度では都市銀行のそれよりも約2倍高い点が注目され、また自己資本比率（平均）は97、98年度において都銀よりも高いが、その標準偏差は都銀の2倍となっている。したがって、これらの時期には信託銀行のほうが都銀よりも一層不安定性が大きくなっていたと考えられる。

1999年度および2000年度において信託銀行の自己資本比率の標準偏差（0.2および0.3）はそれ以前の年度に比べてかなり小さくなったが、2000年度には信託銀行全体として有価証券評価差益はマイナス（すなわち差損）となった。これは6行中4行において有価証券評価差損が発生したことによる。このような状況にも拘らず、比較的高い自己資本比率（平均11.7%）を維持しえたのは、「負債性調達手段」の大幅な増加を含む Tier2 の増大によるところが大きいとみられる。

〔3〕 長期信用銀行

長期信用銀行の自己資本の減少は信託銀行よりもさらに早く94年度から急減少し、98年度まで年々減少が続いた。他の業態が98年度には増加に転じたのに対し、長信銀では99年度以

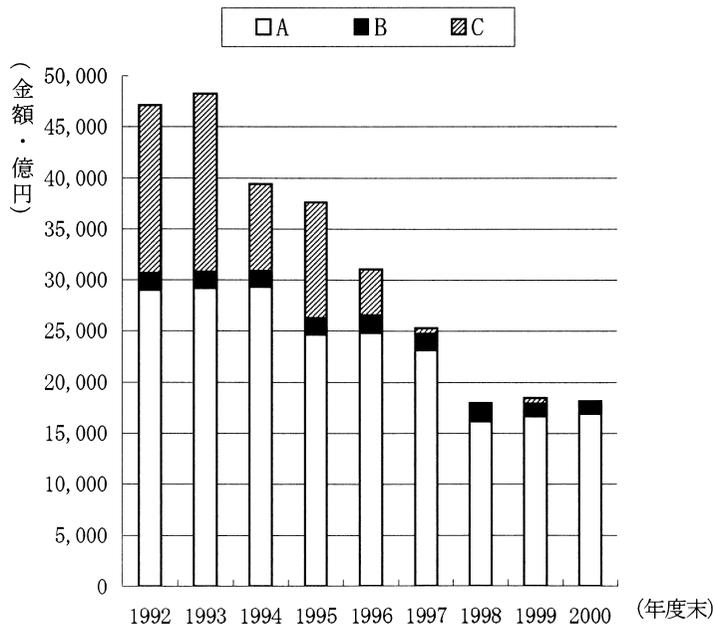


図5 長期信用銀行の自己資本構成

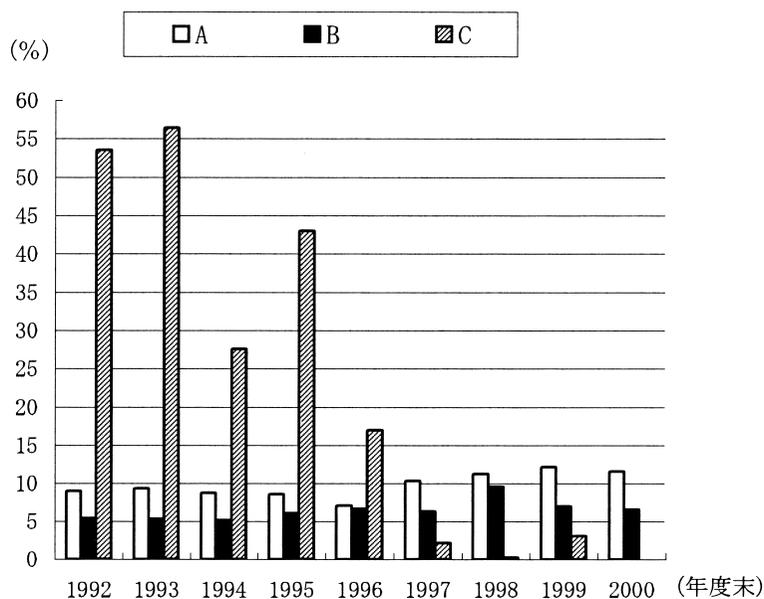


図6 長期信用銀行の自己資本構成（比率）

降もほとんど回復しなかった。実際上は、98年度に長期信用銀行の3行のうち2行が倒産し、99年度・2000年度には比較的優良であった1行のみとなったので、自己資本比率はそれ以前よりも若干上昇したのである。

なお、長期信用銀行の場合も92年度～95年度において有価証券評価差益率は高く、殊に92・93年度では50～60%であり、他の業態よりもはるかに高かった。そのため97・98年度における有価証券評価差益の急減は激しいショックとなり、殊に2行の財務状況は極めて不安定となった（図5および図6参照）。

IV. 結 び

BIS加盟後数年間、日本の主要銀行の規制自己資本比率は主として「有価証券の評価差益」に依って支えられていた。しかし1997年度頃からその支えが急速に弱くなり、主要銀行の財務状況は不安定となった。その後、それに代わって「負債性調達手段」が自己資本比率の主要な構成要因となった。この傾向は2000年代前半において主要な大銀行グループの自己資本比率について一層顕著となっている。この点の実証分析は続編において行うことにしたい。

「自己資本比率規制」におけるわが国主要銀行の「自己資本」について

〔参 考 文 献〕

佐藤隆文『信用秩序政策の再編』2003年2月（日本図書センター）
全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』平成12年度版2000年7月
全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』平成5年度～平成12年度の各年度版